

議案第16号

東郷町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

東郷町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町下水道事業の設置等に関する条例（平成30年東郷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

地方自治法の引用条項を整備すること。（第5条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。